

令和8年度予算執行に関する手続等について

〔 令和8年4月14日
閣議決定 〕

(予算の移替え)

1. 各省各庁の長は、令和8年度一般会計予算予算総則第14条及び第15条並びに令和8年度特別会計予算予算総則第25条及び第26条の規定による予算の移替えを必要とするときは、当該予算の移替要求書を財務大臣に送付し、その承認を経るものとする。

財務大臣は、前項の予算の移替えを承認したときは、その旨を当該各省各庁の長及び会計検査院に通知する。

(予算の流用)

2. 各省各庁の長は、財務大臣の指定する人件費に係る各目の相互間及び成果重視事業に係る各目の相互間における流用並びに旅費の類に属する各目の相互間及び庁費の類に属する各目の相互間における流用（財務大臣の指定する経費及び科目を設置した経費を除く。）については、財政法第33条第2項の規定による財務大臣の承認を経たものとして相互に流用することができる。

前項により予算を流用した場合には、各省各庁の長は、流用したものの科目及び金額を財務大臣及び会計検査院に通知するものとする。

(目の細分)

3. 各省各庁の長は、財務大臣の指定する公共事業費等の使用に当たっては、財務大臣に協議して目を更に細分するものとする。

(予算の繰越し)

4. 各省各庁の長は、歳出予算の経費のうち、やむを得ない事由により年度内に支出を終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものについては、予算の経済的、効率的な執行の観点から、積極的に繰越し制度を活用するものとする。

(補助金等の交付の手続等)

5. 補助金等の交付の手続等については、財務大臣が、補助金等適正化中央連絡会議の意見を聴いて、決定するところによるものとする。

(参 考)

「令和 8 年度予算執行に関する手続等について」
(令和 8 年 4 月 14 日閣議決定)第 2 号及び第 3 号
に規定する財務大臣の指定する経費について

「令和 8 年度予算執行に関する手続等について」(令和 8 年 4 月 14 日閣議決定)第 2 号(予算の流用)に規定する財務大臣の指定する人件費及び成果重視事業に係る目並びに財務大臣の指定する経費並びに第 3 号(目の細分)に規定する財務大臣の指定する公共事業費等を別表のように定める。

別 表

1. 予算の流用についての人件費の指定目

各省各庁の一般会計、特別会計に共通のもの

職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当、待命職員給与、常勤職員給与、休職者給与、国際機関等派遣職員給与、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、児童手当、国家公務員共済組合負担金、基礎年金等国家公務員共済組合負担金、育児休業手当金等国家公務員共済組合負担金

2. 予算の流用についての成果重視事業の指定目

一 般 会 計

経済産業省所管

成果重視事業電子経済産業省構築事業庁費、成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費

3. 予算の流用についての旅費及び庁費の類の指定経費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
(1) 各省各庁の 一般会計、特 別会計に共通 のもの	施設施工旅費	施設施工庁費
	船舶建造旅費	船舶建造庁費
	受託業務のための調査、試験、研究等の旅費	受託業務のための調査、試験、研究等の庁費
	赴任、帰国等の旅費	車両購入費
	委員、講師等の旅費	車 両 費
	入校生、研修生、修習生、留学生、研究員等の旅費	啓 発 広 報 費
	外国人の招へい、留学等の旅費	広 報 費
	証人、参考人等の旅費	通 信 専 用 料
		印紙類製造費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
(2) 一般会計の 各所管に特有 なもの	被収容者、患者、遺族等の旅費	医薬品等買上費 手 数 料 土地、建物、電子計算機等の借料 招 へ い 費 建物、工作物等の補修費及び修繕費 航空機及び船舶運航費 捜査費及び活動費 食 糧 費 用地処理事務費 工 事 雑 費 自 動 車 重 量 税 消 費 税
	国 会 議 員 旅 費 議員調査研究広報滞在費 議 会 雑 費 裁 判 所 執 行 官 旅 費 内 閣 府 児童保護指導等旅費 入所児童見学等旅費 法 務 省 護 送 旅 費 外 務 省	議員特殊乗車券等購入費 国会活動啓発費 議案類印刷費 刑事裁判等特別送達料 褒賞品製造費 警 察 装 備 費 警察通信機器整備費 児童自立支援庁費 矯正管理業務庁費 啓 発 宣 伝 費 政府開発援助啓発宣伝費 在外公館交流諸費 政府開発援助在外公館交流諸費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
文部科学省		教科書購入費 デジタル教科書購入費 外国人留学生教育費 政府開発援助外国人留学生教育費
厚生労働省	遺骨収集等旅費 戦没者遺骨収集事業等旅費	ワクチン等購入費 原爆被爆者医療費 医療介護連携等業務庁費 あへん購入費 引揚者援護費 心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費 入所施設器材整備費
農林水産省	乗船監督旅費 捕鯨国際監視員派遣旅費	
国土交通省	河川管理旅費 外地抑留者引取旅費	河川管理費 測量庁費 先端技術活用測量庁費 (組織)観光庁(項)国際観光旅客税財源観光振興費の庁費の類 船舶気象通報料 静止気象衛星製作費
防 衛 省	帰住招集等旅費 人的基盤強化推進旅費 予備隊員招集等旅費	(組織)防衛本省の庁費の類 (組織)防衛装備庁(項)防衛力基盤強化推進費の庁費の類
(3) 特別会計 (所管)に特有 なもの 特 許		特許公報類発行費

区 分	旅 費 の 類 の 目	庁 費 の 類 の 目
東日本大震災 復興 (復 興 庁)		医療保険制度関係業務庁費

4. 目の細分についての公共事業費等の指定経費

一 般 会 計

内閣府所管

地方創生基盤整備事業推進費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費

農林水産省所管

海岸事業費（補助率差額を除く。）、農業農村整備事業費（補助率差額を除く。）、農山漁村地域整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費（補助率差額を除く。）、治山事業費（補助率差額を除く。）、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費、補助率差額及び出資金を除く。）、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費（補助率差額を除く。）、水産基盤整備費（補助率差額を除く。）、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費（補助率差額を除く。）、

経済産業省所管

工業用水道事業費

国土交通省所管

住宅対策事業費、住宅対策諸費（調査費に限る。）、港湾環境整備事業費（補助率差額を除く。）、道路環境改善事業費（補助率差額を除く。）、水資源開発事業費、国営公園等事業費（貸付金を除く。）、都市水環境整備事業費、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費、水道施設整備費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川整備事業費（交付金及び補助率差額を除く。）、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費（補助率差額を除く。）、防災・減災対策等強化事業推進費、海岸事業費（補助率差額を除く。）、道路交通安全対策事業費（補助率差額及び貸付金を除く。）、港湾事業費（補助率差額、貸付金及び出資金を除く。）、地域連携道路事業費（補助率差額、貸付金及び出資金を除く。）、都市再生・地域再生整備事業費（補給金及び貸付金を除く。）、都市・地域交通整備事業費、道路交通円滑化事業費（補助率差額及び貸付金を除く。）、社会資本整備円滑化地籍整備事業費、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島振興費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費（特定道路事業交付金を除く。）、北海道特定特別総合開発事業推進費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費（補助率差額を除く。）、船舶交通安全基盤整備事業費、船舶交通安全基盤災害復旧事業費

環境省所管

廃棄物処理施設整備費（補助率差額を除く。）、自然公園等事業費（交付金を除く。）、自然公園等施設災害復旧事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業費

特 別 会 計

農林水産省所管

食料安定供給特別会計

国営土地改良事業勘定

土地改良事業費

国土交通省所管

自動車安全特別会計

空港整備勘定

空港整備事業費（補助率差額を除く。）、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費、航空路整備事業費、空港等災害復旧事業費

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管

東日本大震災復興特別会計

復興庁所管

原子力災害復興再生支援事業費（交付金に限る。）、東日本大震災復興事業費（森林環境保全整備事業費、災害公営住宅家賃対策補助及び災害公営住宅特別家賃低減対策費補助を除く。）、東日本大震災災害復旧等事業費